

## 共働き・子育て応援事業企画・運営業務委託仕様書

### 1 事業目的

育児休業を取得しやすい環境の整備と、夫婦の家事・育児分担を促進するため、企業や当事者に対する気運醸成や意識改革等を図るもの。

男性の育休を取得に対する理解促進や、当事者家族が協力して家事育児の役割分担を行える環境や風土づくりを目指し、企業や当事者等向けセミナーやワークショップ及び当事者だけでなく、地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成にもつながる市民向けイベントを行う。また、地域全体の気運醸成を行い、若い世代が未来に希望を描ける社会づくりを行うために、当事者世代だけでなく、幅広い世代の意識啓発や行動変容につながる広報啓発を行う。

### 2 委託業務名

「共働き・子育て応援事業企画・運営業務委託」

### 3 業務内容

業務の目的を十分理解し、企業向けセミナー・ワークショップ、親子向けの遊びのコーナーを取り入れたイベント、啓発記事の制作を行うものとする。

#### (1) 企業向けセミナー・ワークショップ

##### ア 内容

- ・男性の育休取得推進や働き方改革、男性の家事育児参画促進のための当事者向けスキルアップや両立支援となるもの

##### イ 対象・回数

- ・企業等への出前講座として、職場における環境整備推進、または当事者向けとして合計3回実施（1回2時間程度を目安）。

##### ウ 定員・場所

- ・参加予定者数：60人程度（20人×3回）
- ・場所は実施する本市内企業等の会議室等または本市公共施設の会議室等

#### (2) 市民向けイベント

##### ア 内容

- ・テーマを父親の育休取得推進や家事育児参画を推進するものとする。
- ・楽しみながら性別を問わず、共に仕事と家庭の両立の実現を可能とし、更に働く場や家庭や地域の中で、温かく応援する機運醸成につながるものとする。
- ・気軽に参加できるものとし、こどもの遊具設置を行うなど、集客が見込める工夫を行うこと。
- ・トークショーまたはワークショップのいずれかを行い、男性の仕事と家庭の両立を考えるきっかけや両立を実現するために必要な情報提供を盛り込むものとする。
- ・子ども向けや親子向けの参加型の遊びのコーナー、または家事育児等のスキルアップコーナーを2か所以上設置し同時に開催すること。

##### イ 対象・回数

- ・夫婦や親子で参加できる内容とし1回、3時間程度を目安とし実施する。

##### ウ 定員・場所

- ・参加予定者数を延べ100人程度とする。
- ・候補日と場所は、令和8年1月18日（日）SSプラザせんだい（多目的ホール他）、もし他の日を希望する場合は、市内公共施設で別途調整を行う。

(3) 啓発記事制作

- ・男性の育休取得推進に資する啓発記事3本制作する。
- ・本市ホームページ、SNSで今後複数年活用するものとする。
- ・著作権は委託者に帰属するものとする。

(4) その他

ア 広報啓発について

- ・セミナーの開催を広く周知するため、次の広報資料等を受託者において作成し市が指定する事業所等に発送すること。
- ・チラシ作成（A4両面、フルカラー、2,000枚）、発送（100箇所）
- ・企業への出前講座について受託者においてチラシを作成し、指定する日までに委託者へデータとともに納品すること。
- ・出前講座及び市民向けセミナーについて、委託者において市ホームページ、SNS（インスタグラム）、ラインなどで広報する。

イ 参加申込み状況等の把握等

- ・受託者のWebサイトに市民向けイベントの掲載、受付フォーム・二次元バーコードの作成をすること。電話、FAXでの問合せ窓口及び申込み先の設置をすること。

ウ 出前講座及び市民向けセミナーの運営

- ① 事業の実施内容の詳細は、委託者が提案した企画内容に基づき、委託者と受託者が協議し決定する。なお、打合せ及び協議を行った際は、その都度内容に対する記録を作成し委託者に報告すること。
- ② 実施にあたっては、当日必要なスタッフを配置すること。
- ③ 講師の確保（事例発表者等を含む）、調整（謝金及び旅費の支払いを含む）をすること。
- ④ 実施日当日の会場設営、講師レジュメ、参加者アンケート等セミナー参加者への配布資料の作成をすること。
- ⑤ 参加者アンケートの準備、実施、集計を行うこと。

エ 報告書の作成

業務終了後、速やかに業務完了報告書（紙ベース及び電子データ）を提出すること。

なお、業務完了報告書には、参加者リスト、チラシ、当日の配布資料、実施状況が分かる写真・映像、実施報告書、アンケート用紙及び集計結果、打合せ簿を添付すること。

## 4 留意事項

- (1) 企画提案したことは実施しなければならない。ただし、変更等が必要な場合にいて、相互で協議したものについては、この限りではない。
- (2) 本業務内容には、目的を達成するために必要な作業を総合的に含むものとし、発注者が必要と認めた場合を除き、業務内容の軽微な変更に対する増額変更はしないものとする。
- (3) 委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、その秘密が個人情報である時には、個人情報保護法及び本市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (4) 作業中の事故、その他の損害については受託者の責任において処理するものとする。
- (5) 選定された見積書及び企画提案書の提案内容は全て反映されるとは限らない。
- (6) 提案された見積書及び企画提案書の提案内容から大幅に企画内容が変更された場合、契約額を減額変更するものとする。
- (7) 本業務の実施に際し、疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議し、指示を受けるものとする。